

# 関西労災職業病 7月号

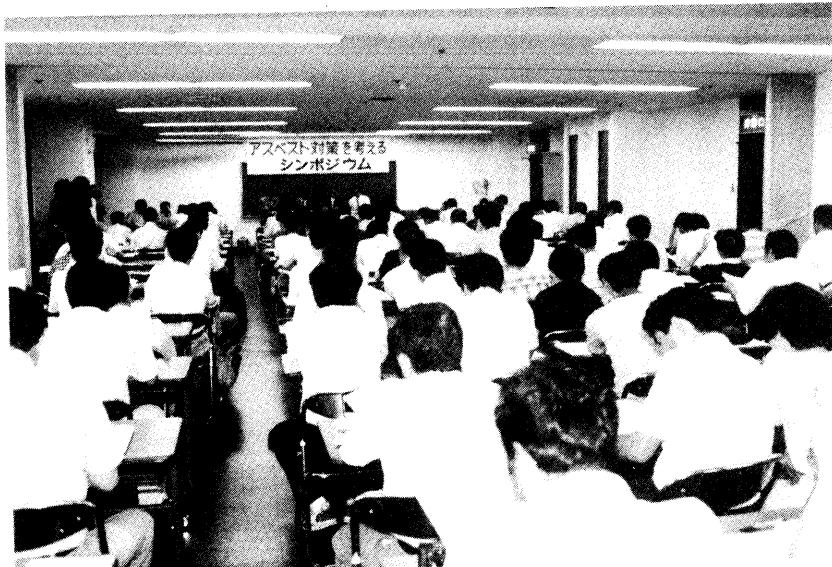
(通巻第166号)

関西労働者安全センター

1988.7.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



●アスベストシンポに150人が参加	2
●アスベスト電話相談がワンサカ	5
●VDT作業者の頸肩腕障害に業務上認定	7
●前線から(ニュース)	10
●フィールド合宿始まる	14
●VDT作業環境チェックのために⑤	15
●地域のページ	16
●<新連載>こんなときどうする①	18

# 七・一六 アスベストシンポジウムに

## 「五〇人が参加

去る七月十六日、アスベスト対策

大阪ネットワークの主催による「アスベスト対策を考えるシンポジウム」が開かれた。この「アスベスト対策大阪ネットワーク」は、学校施設を中心于此の夏、アスベストの撤去改修工事が行われるという状況を踏まえ、安全センター、研究者、日消連会員などが集まって結成された。

シンポジストは、自治労顧問医の中桐伸五氏、全国石綿対策連絡会の伊藤彰信氏、堺市議の長谷川俊英氏、大阪府議の石原忠一氏の四氏。会場の市立労働会館は一五〇名を越える参加者を見た。

「労働者・市民がアスベストの有害さを知る権利がある」

自治労顧問医師中桐伸五

シンポではまず中桐氏が健康被害について発言した。中桐氏の発言の要旨は以下の通り。

アスベストは、知覚困難なため曝露防止が難しく、またその用途も広く、汚染の防止も難しい。被害は、

労働者、家族そして一般市民にも及ぶ。市民・労働者は、こうしたアスベストの健康被害をなくすために有害さを知る権利がある。現在健康被害の研究が進んでおり、喉頭ガンもアスベストによって発症することが明らかになりつつある。吹付けアスベストは、最終的には全て撤去しなければならない。ただ、アスベストの代替品は、動物実験の結果有害であることが明らかになっており、それが壁になっている。しかし、高濃度の汚染が確認されている施設では早急に撤去されねばならない。

「政府の態度は石綿業界と同じ行政の態度を変えさせよう」

全国石綿対策連絡会伊藤彰信

伊藤氏は、先頃全国石綿対策連絡会が行つた対文部省、東京都、東京都労基局交渉の報告を中心に発言した。伊藤氏の発言の概要是以下の通

り。

政府の基本的態度は、「I-L-Oは使用禁止していないから使ってよい」というものである。これはアスベスト業者の集まりである石綿協会の考え方と同じだ。さらに、一般環境中の濃度はリスクが少ないとし、問題を吹付けアスベストに限定しようとしている。しかもその方針は撤去ではなく封じ込めである。

文部省は、昨年の依頼調査の不十分さを認めながらも再調査には応じない。交渉で吹付けアスベスト使用校の名前の公表を迫ったが拒否。今年の撤去改修工事の補助金として十数億を見込んでいる。工事の監督は、建設省のマニュアル（八八年六月二九日発表）があるので問題ない、という立場である。

東京都は文部省の調査とは別に、独自に学校施設のアスベスト調査を行った。その結果、二一五校ある都立高校のうち六〇校、小中高合わせ



て五五〇校に吹付けアスベストの存在が確認されている。文部省の調査では一五八校であった。都は公立の学校に一八〇億円、私立学校に一二一億円の無償貸付を予算化している。都立高校での工事は昨年四校行っているが、今年はすでに三九校の工事を計画、今年度中に学校アスベストの処理を完了する予定である。工事は撤去を基本方針として、単価表を作成、指名業者を八四社としている。発注者として工事の監督にあたる。

都の基準局は、アスベスト工事の施工業者に事前報告を指導している。現在一二一の工事の報告があり、昨年の十倍程度になっている。現在アスベストを包括的に規制する法律がないため、安衛法の特化則など現行法を繋ぎ合わせてやっている状態である。したがってアスベスト工事の法的監督権がなく、都のように発注者でないかぎり監視のしようがないという問題がある。

先頃住友造船の元労働者がアスベスト肺の労災裁判を提訴したことが新聞に大きく取り上げられたが、全港湾も現在、喉頭ガン・胃ガンをアスベスト曝露によるものとして労災申請している。行政の態度を変えていくうえで労働運動の役割は大きい。

### アスベストを追いかけて

堺市議長谷川俊英

次いで発言に立った長谷川氏は、堺市の状況について報告した。

堺市は昨年の春休みに小中三校の改修工事を行ったが、ズサンな工事であった。それ以降、吹付けアスベストのある学校、公共施設が明らかになるにつれ、追加調査を行い順次封じ込め・囲い込みを行った。問題点は、その多くが撤去でないため、言わば問題を先送りした結果になっていることである。

### 見過ごせない処分地問題

市民に情報公開を

大阪府議石原忠一

地の問題は、緊急に解決しなければならない問題である。教育委員会は吹付けアスベストのあるなしを当該の校長と事務長にしか通知していない。アスベストの情報は一般に公表し、コンセンサスを得ていく必要がある。

各シンポジストの発言の後、石川県小松市から基地周辺の学校のアスベスト問題に取り組んできた川上議員の報告を得た。

会場からは、奈良西大寺周辺の再開発に伴うビル解体・アスベスト建材からのアスベスト飛散の問題など活発な質問が寄せられた。

最後に石原氏は、堺のアスベスト工場や吹付けアスベストのある学校を視察してきた報告を中心に発言を行った。

現在豊中市では、解放会館のアスベスト撤去がニチアスによつて行われているが、処理は別の業者に下請けに回しており、三重県の上野の方で処分している状態である。処分



# ワンサカかかってきたアスベスト電話相談

倉庫のふきつけは？ 天井は？ どこへ捨てたら？…………

シンポジウムに先立って七月十三日から十五日までの三日間、アスベスト対策大阪ネットワークはアスベスト電話相談を行った。相談件数は六十件あまり、内容は多岐に渡っている。

の中にアスベストが入っているのは、という問い合わせや自宅の屋根に敷いたアスベスト瓦は大丈夫か、といった質問など個人宅に関するものが十七件。マンションに関する問い合わせは三件あった。内容は、

①鉄骨に吹付けアスベストがある  
②築十七年、六階建てのマンションの居室が全てアスベストの吹付けらしい、などである。

があった。こうしたアスベストの用途は我々も知らず、改めてアスベストの用途の広さを認識することとなつた。

## 生活のすみすみにまで

### 行きわたつてゐるアスベスト

まず最も多かったのは、自宅、特に台所の天井の耐火ボードがアスベストではないかという問い合わせで、十件。その他天井裏に敷いた断熱材

## なかなか撤去にふみきれない

### 倉庫の吹き付けアスベスト

個人宅に関する相談では、台所に敷くマットの裏に張つてあるアスベストは大丈夫かとか、マンションのベランダの両脇に付けてある火災時の避難用の幕がアスベストで出来ているがどうか、といった問い合わせ

作業所の吹付けアスベストに関する問い合わせは十件。その内訳は、倉庫内の吹付けアスベストが五件、作業所・会社内の吹付けアスベストに関するもの二件、旅館の地下室の吹付けアスベストと倉庫に保存して

ある石綿紙の処分に関するものがそれぞれ一件ずつであった。

ゴルフ工場の倉庫に吹付けアスベストがあるという相談例では、従業員の苦情を受けて会社側が封じ込め薬剤を塗ったということであった。

別の倉庫では、石膏ボードによって囲い込み処理したという例もある。これらの相談は両方とも、これで本当に大丈夫かという問い合わせであった。民間の会社では単価が高いこともあり、撤去にはなかなか踏み切らないようだ。

倉庫関係の相談で印象的だったのは、消防署の指導を受けて、耐火用に吹付けアスベストを行ったのに、それが今度は危険だと言われてもどいう苦情である。公共施設の吹付けアスベスト撤去にもまして、民間企業の吹付けアスベストを安全に撤去するには、国や自治体の補助が必要となってくるだろう。

## 石綿廃棄物・自動車整備工場

### 建材中のアスベスト

変わった相談としては、石綿紙のロール三トンを処分したいがどうしたらよいかという相談があった。現在のところアスベスト廃棄物の引受に名乗りを上げてういる業者はない、というのが府の環境整備課の回答であった。今後の課題として、アスベスト廃棄物を十分な管理の下で処分できる所分地を早急に確保しなければならないだろう。

労働環境に関するものでは、自動車整備工に関するもの三件あった。三件とも、息子の健康が心配だといふお母さんからの相談であった。いずれの整備工場でも集じん装置がなく、マスクも付けていない状態で働いているという。その内一件は、所長に何とかしてほしいと言ったが、

所長がアスベストのことをほとんど知らないようで取り合ってくれないという。作業所の実態を端的に示していると言えるだろう。

それ以外の労働環境に関する相談では、アスベスト纖維を撫りあわせ仕事をしており、纖維が腕に突き刺さり化膿することもあるという相談があった。建設労働者から、建材にアスベストが入っているかどうか見分けるにはどうすればよいかという相談もあった。一応法律では、アスベストを5%以上含む建材にはその旨を表示しなくてはならないことになっているが、実際にはほとんど守られていない状態である。

今回の電話相談の全体を通じて言えることは、アスベストが実際に生活の隅々にまで入り込んでいるということ、さらに相談の多くがアスベスト処分、労働環境などを規制する法律が未整備であることに由来していることなどである。

# VDT作業者の頸肩腕障害に業務上認定

## ケイワーンになつたら使い捨て？

### 中小企業VDT作業者に多い不安定雇用

オフィスコンピュータの端末作業  
に従事していたNさんが被災した頸

肩腕障害について、ようやく業務上

認定が下された。VDT作業による

頸肩腕障害については全国的にも

労災認定事例が少なからず出てきて

おり、特別なものとは言えない状況

になつてきているとはいものの、

その認定経過に関しては、キーパン

チャーなどの場合と異なり、実に

「手間、暇かかる」ものになつてい

る。Nさんの場合もその典型で、昨

年九月の申請からすでに十ヶ月を経

過しての認定となつた。また、Nさ

んの場合は現在の、頸肩腕障害に被

災したVDT作業者の典型的な例と

思われる。そこで、Nさんの場合に

ついて、VDT作業者の実例として

簡単に経過を追つてみたい。

一ヵ月間休業することになつた。  
そしてまた復帰したものの、業務を

続ければ症状はひどくなり、八月末  
になって「VDT作業労働相談」の

ニュースを見て電話をして、松浦診

療所に受診、職業性頸肩腕障害と診

断され、休業、治療にはいる。

## VDT機器の前

Nさんは一昨年の四月から、住宅  
のメンテナンスを行う会社に事務員  
として入社し、主にコンピュータの

端末作業に従事していた。作業内容

は、営業社員が外を回つてきて集め

てきたデータを打ち込み、定期的に

打ち出し、またその間にワードプロ

セッサーで文書作成も行うというも

ので、ほぼ一日中VDT機器と向き

合っているという状態であった。入

社してから一年ほど過ぎたころから

腕、頸部にしびれを感じだし、昨年

の五月には近くの整形外科に受診し、

## ケイワーンになつたら

### 「肩たたき？」

ところでNさんは、普通の社員ではない。特定社員という一年ごとの契約に基づく不安定な身分になつている。かといって、勤務時間が他の社員より短いわけではなく、業務は他のもう一人と二人だけで、昼休み

以外にはほとんど休憩時間がとれない。忙しい月始めの時期などは、昼休みさえ節約せねばならないほどだ。そして五月に、なんとか症状も軽快して、久し振りに出社すると、上司である課長から「君はこの仕事は向いていないのではないか」と暗に退社をほのめかされたという。八月末に休業、治療が必要と診断された際にも、まず彼女の頭に浮かんだのは「そういうことならば今年度限りの契約に」ということになるのではという心配であった。

### VDT作業がその会社の主たる業務でなく、作業者もその会社のなか

では少数派である職場において、彼女のような事例は実に典型的な事例であったといえよう。「労災で休業中は解雇できないこと」「四月になつて契約期間が切れるとしても、業務によって頸肩腕障害に被災した責任は会社にあるのだから弱気になる必要はなく、自分の権利は主張す

べきであり、道理にかなっていること」をアドバイスし、Nさんは次日には診断書を持って、上司に労災申請の手続きをとることにした。朝、出社して伝えると、診断書を手にした上司の顔色が変わり、「だからゴニヨゴニヨ・・・」と口を濁してうろたえてしまったという。上司は色々と相談したあげく約二週間たつて申請の手続きをとつた。

その間Nさんは会社と労基署によつて実に無駄な時間の経過と心配をこうむつた。休業中も定期的に出社して療養状況を報告していたものの、三月末にくる一年契約の期限に不安を感じ、同僚からの情報を頼りに一喜一憂しながらも、業務上外の決定

が、医学的にみても典型的な職業性頸肩腕障害といつてよい。しかしながら、認定に至るまでの時間的推移は極めて長いものであった。まず、会社側の対応の悪さによって労基署の調査が進まず、さらに労基署はなんと局医協議会にお伺いをたてると



が下りるまでは、一ヶ月ごとの契約という不十分なものではあるが、一応の身分保障を確保した。Nさんは、会社の不当な取り扱いには泣き寝入りできないという気持ちと、同僚や正社員の労組（Nさんは特定社員のため組合には未加入）が陰ながら応援してくれていることに力づけられ、職場復帰に向けて療養に専念している。

まだまだ厳しい  
状況下の  
VDT作業者

糸余曲折はありながらも業務上認定をかち取つたが、まだまだVDT作業の、頸肩腕障害を始めとする職業病についての労災申請は「厳しい」のが現状と言えよう。VDT機器が職場に氾濫しているとはいえ、その作業形態は千差万別で、今も変化の途上にある。それに加えて、VDT

作業の安全衛生対策上の常識はとても各事業所に普及している状態ではない。とくに、中小の事業所のVDT作業者は、一人一人で困り果てている。

### 集めよう 作業者の声

今年のVDT作業相談で、こんな相談があった。「証券会社でVDT機器の前にすわっている。営業所からの照会に応じ、その時々のデータを流す作業と、新たなデータを打ち込むのが仕事で、キーの操作はそれほどやるわけではないが、ブラウン管はずうっと見続けている。週の後半になると目が痛みだし、週末となると目を開けているのも辛くなる。」

ここ数カ月こういう症状が続いているがどうしたらよいだろう。」眼精疲労については、労働省は「原則としてVDT作業だけでは発症せず、

労災補償の対象外」としているが、事はそうのんきに構えていられない状況になっている。それぞれの工夫でなんとかこらえている被害者の数が、想像以上に大きく、表に出てきているのはほんの一部にすぎないのである。

### 全国地域安全（労災）センター交

流会の活動の一つとして、この問題も上げられているが、Nさんのような作業者の訴えを、さらに広範に受け止める活動を進める必要がある。

# 前線から

教室に吹きつけ  
アスベスト

東大阪

東大阪市教組が

調査

完全撤去へ

東大阪市教  
職員組合は、

東大阪市内の

吹きつけアス

ベストのある

公立小中高校の実態調査を

安全センターと協力して行  
なった。

その結果、これまで東大

阪市教育委員会が「いざれ

の学校も管理された状態に

あり、安全である。」と述

べていたことがまったくの  
データラメであることが判明

した。このことは、市教組  
も参加している「働くもの  
に健康を！東大阪連絡会」

の対市交渉においても、某

小学校の渡り廊下のアスベ  
ストが激しい剥離状態にあ  
るなど問題にされていたもの

で、今回の調査によつてこ  
れが、吹きつけアスベスト

のあるとされる十四校殆ど

であることがわかつたもの。

市教組では、緊急に市教  
委に対し完全撤去を求め

る申入れを行なつた。市議

会においても、社会党議員  
の質問・追及が行なわれ  
た。その結果、現段階にお  
いて市の早期撤去方針を引  
出し、今後は、いかに安全  
確実な工事をさせていくこ  
とが課題となつてゐる。さ  
らに、この間これまで市教  
委が公表してきた学校以外  
においても吹きつけアスベ  
ストが見つかる等当局調査

した。このことは、市教組  
も参加している「働くもの  
に健康を！東大阪連絡会」  
の対市交渉においても、某  
小学校の渡り廊下のアスベ  
ストが激しい剥離状態にあ  
るなど問題にされていたもの  
で、今回の調査によつてこ  
れが、吹きつけアスベスト  
のあるとされる十四校殆ど  
であることがわかつたもの。  
市教組では、緊急に市教  
委に対し完全撤去を求め  
る申入れを行なつた。市議

の杜撰さも明らかになつて  
おり、問題はさらに拡大し  
ている。また、東大阪市に  
おいては、学校施設以上に  
アスベスト吹きつけ箇所の  
ある公共施設はまだ分析調  
査すら行なれていないこ  
とから、今回、やつと東大  
阪市のアスベスト対策は端  
緒についたといえよう。  
とから、今回、やつと東大  
阪市のアスベスト対策は端  
緒についたといえよう。

茨木

保育所作業員のばね指

公務災害認定申請へ

準備開始

茨木市現業職員労組では、  
調査を開始している。

保育所作業員、Aさんの発  
症した「ばね指」について、  
同市の保育所作業員は、  
他市の給食調理員と用務員  
を合わせた業務をこなし、

朝から昼すぎまでは調理員の業務、その後から終業までは用務員の業務というよう二入分の仕事をすることになる。さらに、Aさんのいる保育所は、夏になると園庭と園庭を囲むフェンスに草や薦がからみ、これを鎌を使って取り除くといふことも仕事の一部になる。

朝からは給食調理などの業務を行つた上で、こうした業務を毎日続け、昨年の秋□ごろになって鎌を持つ右手に異常が現れてきた。

そのうち物を持つたりできくなり、病院に受診、いわゆる「ばね指」であることが分かり、休業して手術を受けた。

同労組では、これはAさんだけのことではなく、作業員の置かれている状況を

反映した問題と捉え、これまでの腰痛症・頸肩腕障害の自主健診の取り組みや、

代替要因確保問題などで成

反映した問題と捉え、これまでの腰痛症・頸肩腕障害の自主健診の取り組みや、

運動のつながるものとしての自主健診の取り組みや、

は、通達の経緯・正当性について述べたが、その内容は通達の根拠を明らかにし

たとはとてもいえないものである。通達が妥当であることの立証責任は国にあるが、この書証では到底それができるとは思われず、今後の被告の動きが注目される。

## 大阪

### 針灸訴訟

主治医松浦医師から

傍聴支援を！

結局、次回は、松浦医師の証人採用が決った。法廷

五月十五日、針灸治療制限三七五通達撤回を求める針灸訴訟の□頭弁論が大阪地裁八〇九号法廷で開かれた。前回までで書面による

木真規子さん及び主治医の松浦良和医師の証人申請を行なった。

人調べとなるので、是非とも多くの皆さんのが傍聴支援をお願いします。

主張のやり取りは一応終了し、この日は、原告・被告双方より今後の立証について提示されることになつて

な立証計画はなんら示されなかつたが、神奈川針灸訴訟において三七五通達を作成した直接の当事者として出廷・証言した、林元労働省補償課長の証言調書を証拠として提出した。林証人

原告側からは、原告の鈴

## 高規

高規市教組養護教員部が  
胸部X線撮影で

### 学校の「放射線」にも注意を

七月二六日、高規市教組

その「利益」と「危険度」

養護教員部は、「レントゲン撮影を考える」と題した

については無自覚なままに

学習会を行い、講師として

安全センターから西野が参

加した。

チエルノブリ原発事故

以降、放射線の問題がマス

コミを賑わせているにも関

わらず、最も身近な医療放

射線についてはあまり話題

にされていないのが現状だ。

特に、労働安全衛生法や学

校保健法の胸部X線撮影の

義務づけによって、だれも

が放射線を浴びているのに、

## 東大阪

### 全金枚岡の安全パトロール

#### 着実な職場改善へ・

他地域への広がりが今後の課題

全金東大阪地協枚岡ブ

ロックは、7月十三日、恒

例のブロック安全パトロー

ルを行なった。今回のパト

ロールは、伊藤工機支部

(ガス切替装置製造)、兵

田計器支部(産業用温度計  
製造)が対象でブロック担

当、道安本部常任、安全セ  
ンターが参加した。

また、「5S運動」と称

する会社からの安全衛生運

動が始っているところもあ

り、今後、労働組合として

なっている。そうしたこと  
から、この学習会では、学  
校で子供たちに健診を受け  
させ、自らも年一回の健診  
をうける立場の教員が、正  
しい考え方を身につけ、今  
後の対策について考えると  
いう趣旨から行われた。

現在、学校における撮影

は全て直接撮影に比べて放  
射線被曝量の多い間接撮影  
が実施されているが、同教  
組としては、今後その被曝  
量についてとりあえず調査  
し、適切な対策を検討して  
いくことにしている。

あとが見られるものだが、  
逆に必ず毎回、いくつかの

指摘事項が見つかる。今回

も倉庫内作業で危険な高所

作業が行なわれていたり、  
恒温槽用断熱材にアスベス

トが使用されており破損箇

所の見られるところがあつ  
た。

また、「5S運動」と称

する会社からの安全衛生運

動が始っているところもあ

り、今後、労働組合として

これを逆に利用しながら、職場改善の実効をあげていこうとしている状況も報告された。

こうした地域単位で安全

パトロールは有効であるが、さらに行なわれる地域が広がるかどうかが、今後の課題といえるだろう。

値である。

## 大阪 ビル解体工事現場周辺と 同じ濃度!!

### △労組職場のアスベスト

A労組のあるS店では、内がそれぞれ三・九本／ $\ell$ 、同組合事務所のある五階と六階の鉄骨にむき出しの吹付けアスベスト、一階から五階まで天井裏にもアスベストが吹付けられている。

組合が会社側に要求して実現した気中濃度測定では、六階の機械室付近が最高の四・九本／ $\ell$ 、五階のエレベーター付近と組合事務所

現場周辺の濃度に匹敵する

測定の問題としては、二階のフロアーの測定が夜半に行われたため、昼間人間が頻繁に行き来する状態と異なっていた点が挙げられる。昼間はもっと空気がかくはんされるため、濃度はより高くなると思われる。

同分会では、この測定結果を受け会社側に早急な対策を取るよう要求してきたが、取引のある建築業者に調べてもらっているので待つてくれという回答のみで、方針を提示してこなかつた。そのため組合は、七月二一日の団交で、具体的な結果であった。

S店では、吹付けアスベストの危険性が社員の多くが知るにつれ、これまで五階で行っていた伝票整理を三階に移すなど、「自衛手段」を講じている。現在吹付けアスベストがむき出しへなっている五階に出入りするのはA労組の組合員のみになっている。A労組の組合員だけがアスベストを被曝し続ける結果となつている。こうした状態をなくすためにも早急な対策、工事が求められている。

センターとしても組合を全面支援することにしている。

S店では、吹付けアスベストの危険性が社員の多くが知るにつれ、これまで五階で行っていた伝票整理を三階に移すなど、「自衛手段」を講じている。現在吹付けアスベストがむき出しへなっている五階に出入りするのはA労組の組合員のみになっている。A労組の組合員だけがアスベストを被曝し続ける結果となつている。こうした状態をなくすためにも早急な対策、工事が求められている。

# 第15回フィールド合宿はじまる

もりだくさんな内容で各労働現場へ

毎年、夏休みを利用して学生が労

組を訪問し、交流するフィールド合宿は、今年で第十五回を数える。今

年の特徴は、医学生グループとそれ以外の学生グループをはっきりと分けたことである。まず、七月三十一日から八月三日まで医学生以外の学

生グループがフィールドに入り、医学生のグループは八月七日から十日まで行う。

第一期のフィールドでは、松浦診療所に宿泊したあと、八月一日に田中機械支部を始めとした全金港合同支部を訪問、交流。二日は全港湾大阪支部の現場でコンテナ荷役作業の体験労働と交流、高槻の全港湾建設支部治水分会で話を伺った後、北摂トータルユニオンを訪問する。最終日は連帶労組新幹線大阪保線分会を

訪問する予定である。

大阪保線分会は、これまでフィールド合宿で初めて訪問する組合である。地域的にも港から北摂、滋賀と広がっている。第一期のフィールドは特に労働運動そのものに力点を置いたものとなる。

第二期のフィールドは、組合の安全衛生運動、労災職業病闘争に力点を置いたものになりそうである。初日は阪神医生協で白川医師の講演と医生協の歴史を伺い、二日目の八日は二班に別れる。一班は午前中尼崎の職場を訪問し、午後「高血圧患者の会」との交流、針灸治療見学などをを行う。二班は全港湾大阪支部の作業現場を訪問、体験労働。九日は二班が米穀運輸の各営業所で体験労働。

二班がゼネラル石油労組など職場見

学、交流会を予定している。

今回のフィールドは、実行委員会のメンバーの多くが初参加で、センター側の担当の方も勝手がよく分かっていないので、最後までごたごたし、各労組の方々に迷惑をかけることとなつた。しかし、一期、二期

両方の実行委は熱意に燃えており、充実した合宿になると期待できる。合宿の報告は次号の機関誌でお伝えします。



## VDT作業環境のチェックのために ⑤

VDT作業は、普通の机上作業に比べて姿勢が拘束される割合が高い。以下のグラフは、作業者の一日の姿勢を観察し、①椅子に浅く腰かけ前に傾く、②椅子に浅く腰かけ垂直の姿勢、③椅子に深く腰かけ前に傾く、④椅子に深く腰かけ垂直の姿勢、⑤椅子に深く腰かけ後ろにそらす姿勢、⑥椅子に浅く腰かけ後ろにそらす姿勢の六つの姿勢に分けて、どの姿勢をとることが多いかを示したものである。机上作業では、前に傾いた姿勢で、両腕を上体の支持も兼ねたかたちで机上に置き作業を行うという形が多く、垂直の姿勢も多い。ところが、VDT作業では姿勢のばらつきは小さく、作業中はほぼ④の姿勢のみである。いかに拘束された作業かがよくわかる。

## 拘束姿勢が続くと

### 疲れるのがあたり前

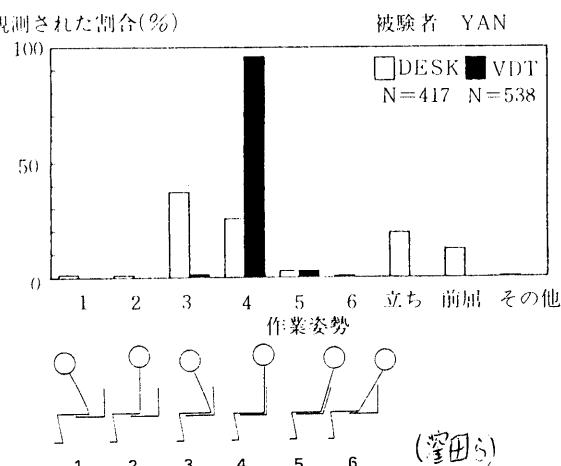
直の姿勢、⑤椅子に深く腰かけ後ろにそらす姿勢、⑥椅子に浅く腰かけ後ろにそらす姿勢の六つの姿勢に分けて、どの姿勢をとることが多いかを示したものである。机上作業では、前に傾いた姿勢で、両腕を上体の支

持も兼ねたかたちで机上に置き作業を行いういう形が多く、垂直の姿勢もそれに次いで多い。また他の姿勢も多い。ところが、VDT作業では姿勢のばらつきは小さく、作業中は

直の姿勢、⑤椅子に深く腰かけ後ろにそらす姿勢、⑥椅子に浅く腰かけ後ろにそらす姿勢の六つの姿勢に分けて、どの姿勢をとることが多いかを示したものである。机上作業では、

前に傾いた姿勢で、両腕を上体の支

観測された割合(%)  
被験者 YAN  
□DESK ■ VDT  
N=417 N=538



だから、これまで普通の事務作業ではあんまり何も対策を取っていないのに、VDTになると、やれ机だの椅子だのとなぜうるさく言わなければならぬのか、という疑問は「この作業をしていると肩がこつて」、ということになる。こういう原則のもとに、自分分のしているVDT作業の姿勢とそれによる疲労状況を自分なりにチェックしてみて、何を改善すべきかを調べてみるというのも有効な対策になる。

る。

この割合が高ければ高いほど、頭部の動きが少なくなる。データ入力などを取ることが必要になってくるのである。

# 地域のページ

## 東南

職場健診学羽田△云

### 検査の中身を 知つていないと

◆東南地域労災職業病問題交流会 毎月の例会では、全金松本難聴裁判など各取り組みの報告と、テーマを設定しての学習会を行つてはいる。この春からは、職場の安全衛生のための実務講座を続けてきた。

主に、職場健診をテーマに、労働組合の健診への基本的取り組み方に

はじまり、普段何気なく受けてはいる健康診断の中身に踏み込んで、レントゲン撮影の持つ意味とその問題点、各種検査の意義などについて学習してきた。講師には、南労会松浦診療所健診部のスタッフに来ていただきた。

五月二五日は、血液検査にしぼつ

て、各検査項目のわかりやすい解説を、田村氏にしていただいた。最近の職場健診の動向として、いまだにやるだけ健診が多い一方で、健診を少しでもレベルアップするということで、血液検査が取り入れるケースがだんだんしてきた。いわゆる、健

康診断を中心のあるものにする方法として、より詳しい検査、成人病健診の要素を取り入れていこうという

ものだ。

松浦診療所でも、一般定期健診としての政管健保成人病健診利用方式を推奨している。成人病健診などを全面的に取り入れていらないまでも希望者に受けさせている会社もある。

◆「働くものに健康を」東大阪連絡会  
企画企画のところアスベスト問題に取り組んでいる連絡会だが、七月十九日は、全金枚岡ブロックの安全パトロールの報告が、地協安対部長の池

中氏（伊藤工機支部）から行われた。がまず大切だ。GOTとかGPTとか、ふだん「この値が高いとよくない」ぐらいにしか思わないが、何のための検査かを知ると、また健診への関心が出てきて、健康診断を有効なものにしていくことにつながってくるのではないか。

## 東大阪

### 企画企画の安全パトロール 職場点検は

### 安全企画の基本

◆「働くものに健康を」東大阪連絡会企画企画のところアスベスト問題に取り組んでいる連絡会だが、七月十九日は、全金枚岡ブロックの安全パトロールの報告が、地協安対部長の池中氏（伊藤工機支部）から行われた。

ロック各支部からも参加があり  
色々な質問も出る中、あらためて職場点検の重要性を確認した。

こうした相互乗り入れ的職場点検をほかの職場においても導入すること

とは、労働組合サイドの安全衛生推進にとつて極めて有効な手段となると思われる。

アスベスト問題では、七月二六日に、東大阪市より文書回答があつた

が、全般的に、今後に向けて市として統一的、積極的な対応をしていくことが極めて不明確であることからさらに交渉を積み上げていくことになる模様。

## 六月の新聞記事から

六・二

振動病患者の労災保険給付いっせい打ち切り（三月末に全国で九十四人）に対し、全国山林労働組合は不服審査請求を一斉に起こすことを決定

六・二四

マンション九階で、非常階段のペンキ塗装中作業員が転落、死亡（東大阪）

六・五

トレーラーに台車を接続する作業をしていた運転手が、動き出したトレーラーと別のトレーラーの間にはさまれ即死（大阪）

六・一五

ホテルの従業員寮が火事で全焼、一人が焼死十一人が重軽傷（岡山）

動燃東海事業所のプルトニウム燃料第一開発室で、微量のプルトニウム粉末が漏れ、作業員一人が左手にプルトニウム汚染（茨城）

旅行会社の女性添乗員が、ローマでひったくりにあい車にひきずられ死亡

六・一六

## 職場の安全衛生ハンドブック

安全衛生活動〇職業性腰痛〇VDT労働〇粉じん職場の健康〇振動障害〇騒音性難聴〇放射線被曝  
有機溶剤・重金属〇循環器疾患〇メンタルヘルス対策〇職場健康診断〇健康調査〇安全パトロール  
労働安全衛生法令〇労災補償制度

編集代表 中桐伸五 A5版 三三七頁  
頒価一八〇〇円 送料二五〇円（冊数に関わらず）

# こんなときどうする

(1)

## 仕事の時間中といふこと

仕事の時間の間に、仕事をしていいで、そのせいで起った災害は、業務上災害だというのが私たちの常識でしょう。では、仕事中だが、ちょうどその時は本来の仕事をしていなかつたという場合はどうなるのでしょ。

同じように、業務に付随する行為とみなされるからです。

ただし、食事をとるという行為は、ここで言う生理的な行為とはみなされず、私的行為になります。したがって、昼休みに会社の近くの食堂へ出かけた時は私的行為中ということになるわけです。もちろん、会社

内での食堂で我がをしたというような場合は、私的行為中といえども、原因が会社の管理する建物や備品にあるならば業務上災害ということになります。

ただ、自分の担当業務ではないけれども、上司に「ちょっとこの本を買ってきてくれ」と言われ書店へ行つたさいに交通事故にあったといふような場合は、業務命令を遂行中ということで業務上災害ということになります。

業務に付隨する行為

### トイレに行くのは

#### 業務に付隨する行為

たとえば、仕事中にトイレに行きたくなり、持ち場を離れて階段を上がる途中にころんだというような場合も業務上災害になります。これは、トイレに行くという行為が生理的な行為であり、仕事の準備や後始末と

### 業務であるかどうかは

#### 必要性、合理性で判断

しかし、世の中の出来事は色々で、そうそう本に書いてあるようなことがばかりが起こるものではありません。だから、業務上災害の認定にあたっては、まずその行為が合理的なものであるか、または必要性のある行為であるかどうかの判断が必要になつてくるわけです。つまり、必要行為、合理的行為ということになれば業務

に付随する行為として業務に準じた取り扱いをすべきだからです。

この場合の合理性というのは、そ

の業務を担当する労働者として合理的な行為であったのかということで判断し、必要性というものは担当業務

を行う上で必要な行為であったのかということで判断することになります。

具体的にどのような行為が合理性があり、必要性があるかというのはそれぞれのケースに応じて判断しな

ければなりません。いいかえれば、あるケースについて、そのような事情にあれば、大多数の人がそのような行為に出ただろうことが推認できればよいということになるでしょう。

## アスベリスト対策をどうするか

アスベスト問題研究会・神奈川労災職業病センター編

日本評論社発行

A5判 一三〇頁 頒価 八百円 送料 二百円（冊数に関わらず）

## グッバイ・アスベスト くらしの中の発ガン物質

川村暁雄著 日本消費者連盟編集・発行 A5版 63頁 頒価 四百円 送料 一百円（冊数に関わらず）

## アスベリスト読本

(1)アスベストとは  
よる健康被害 (4)現行の規制と対策 (5)ILO石綿条約と勧告  
神奈川労災職業病センター発行 B5版 56頁 頒価 三百円 送料 二百円（冊数に関わらず）

関西労働者安全センターで取り扱います。郵便振替でお申し込み下さい。

昭和50年10月29日

第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

7月号（通巻第166号）昭和63年7月10日発行

## 関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヶ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721  
番550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

古書  
レンタルコミック  
**時代屋**

大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎ (06)465 5441 2階 此花労働者センター



早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28

(毎月一回10日発行)